

事 務 連 絡
令 和 3 年 8 月 2 5 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について（その3）

アストラゼネカ社ワクチン（以下「AZワクチン」という。）の接種体制及び流通体制の構築については、「アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について」（令和3年8月3日事務連絡。以下「8月3日事務連絡」という。）に基づき、8月16日に全国の都道府県からAZワクチンの接種を行う会場（以下「AZワクチン接種センター」という。）及びAZワクチンの納入希望量を登録していただいたところです。

その際、AZワクチンの配分量の上限については、8月3日事務連絡において、2回目接種分を含めて全国で200万回分とした上で、8月3日事務連絡の発出時点の緊急事態宣言対象自治体である6都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県）に対しては、重点的に配分するために必要な回数分、その他の道府県に対しては、1,000回分とさせていただいたところです。

現時点で各都道府県から登録いただいた納入希望量の合計が配分量の上限に達していないことから、次回以降の納入希望量の上限等については、下記のとおりとしますので、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いいたします。

記

1. 2回目以降の納入希望量の見込みの登録について

「アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について（その2）」（令和3年8月11日事務連絡。以下「8月11日事務連絡」という。）において、9月末までの配分に関する納入希望量の登録については、9月27日の納入希望量の登録（V-SYS上のクール名はAZ05。以下「AZ05」という。）までに全て行っていただくようお願いしているところです。これについて、8月30日の納入希望量の登録（V-SYS上のクール名はAZ03。以下「AZ03」という。）の際に、AZ03からAZ05までの登録量（見込み量）について、別添の様式にて提出していただくようお願いいたします。

2. 2回目以降の配分量について

各都道府県のAZ03からAZ05までの納入希望量については、8月3日事務連絡で設定させていただいた上限に関わらず、希望する量の登録を可能とします。ただし、予定して

いる接種会場の予約状況や接種実績、年齢別の接種率等を勘案し、実際に使用が見込まれる量を検討の上、登録いただくようお願いします。

なお、全国のAZ03からAZ05までの登録量（見込み量）の合計が200万回分を超える場合は、都道府県全体の既配送量やこれまでの他のワクチンの接種実績等を勘案して、合理的と考えられる範囲で調整させていただきます。

3. 留意点

- 1の様式において、AZワクチン接種センター数の登録は不要です。
- 1の様式による登録は、全国と各都道府県のAZワクチンの11月までのおおよそのニーズを把握するために行うものです。実際の納品数は、配送後の接種実績等を踏まえて各回でそれぞれ行う納入手続によって決まります。このため、AZワクチンの具体的な納入手続については、別途、8月11日事務連絡に記載の手続に従って行うようお願いいたします。
- これまではAZ03からAZ05までの納入希望量は、2回目接種分を含めた量として登録することとしておりましたが、今回からはその必要はありません。
- AZ03からAZ05までの登録に基づき配送可能なAZワクチンのロットは11月下旬が使用期限のロットとなります。12月以降に使用できるワクチンについては、別途配送する予定です。10月以降の配分に係る手続等は追ってお示しいたします。